

# 2017

京都の

ゼロ災 京都

# 労働災害の現状



龍安寺 知足の蹲踞

—安全・健康・快適職場をめざして—

京 都 労 働 局

平成 29 年 4 月

# は し が き

労働災害による死傷者数は、多くの関係者の努力により、長期的には大きく減少しました。

京都府内の死亡者数は、昭和44年まで100人前後で推移していましたが、近年は20人を下回り、また休業4日以上死傷者数は、現在の統計方法が開始された昭和48年には6,200人を超えていましたが、平成11年には3,000人を下回り、平成20年以降2,500人前後で推移しています。

しかし、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりすることは本来あってはならないことであり、「労働災害ゼロ」の社会を実現することは、最も重要な国民的課題の一つです。

平成28年の休業4日以上死傷者数は2,296人、死亡者数は8人となり、死傷者数は7.0%減少し、死亡者数は前年より12人減少し、初めて10人を下回りました。

一方、定期健康診断実施結果報告による有所見率は、平成25年には11年ぶりの減少であったものの平成26年には再び増加に転じ、平成28年は53.79%と対前年比2.56%増となり、労働者の高齢化に伴い今後とも予断を許さない状況です。

これらを踏まえ、京都労働局では、平成25年度に策定した「第12次労働災害防止対策推進計画（平成25年度から平成29年度までの5年間）」に基づき、

- ① 事業場における安全衛生水準の一層の向上を図るための対策
  - ② 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
  - ③ 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組
- の3点を重点施策として労働災害防止対策を推進してまいります。

本年は本計画の最終年であり、目標達成のためにもう一步の努力が必要です。そのため、災害発生原因の最も多い転倒災害については、「STOP転倒災害プロジェクト」に引き続き取り組むこととしております。

本冊子は、京都の労働災害等の現状をとりまとめたものですが、本冊子が広く関係者に活用され、働く人々の安全と健康の確保に寄与することを、心より期待するものです。

# 目次

## 労働災害関係

1	労働災害発生状況の推移 過去59年（昭和33年～平成28年）	3
2	年別・業種別労働災害発生状況（平成19年～平成28年）	4～5
3	平成28年労働災害発生状況（休業4日以上之死傷災害）	
3-1	業種別（対前年比較）	6
3-2	業種別・起因物別	7
3-3	業種別・事故の型別	8
3-4	監督署別（対前年比較）	9
3-5	事業場規模別	10
3-6	年齢別	10
4	死亡災害の推移 過去59年（昭和33年～平成28年）	11
5	平成28年死亡災害発生状況	
5-1	業種別・起因物別	12
5-2	業種別・事故の型別	12
6	平成28年死亡災害一覧	13

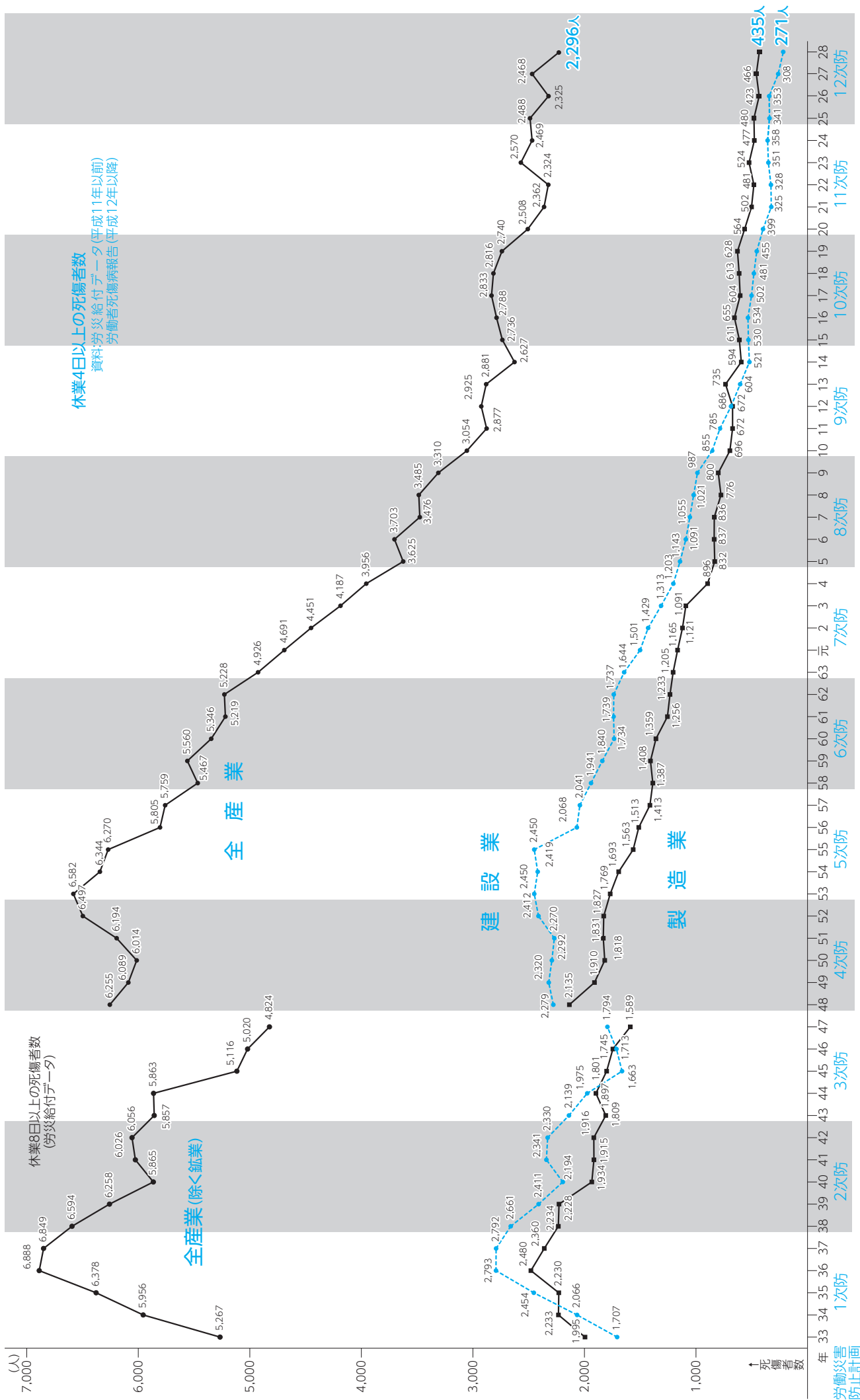
## 健康確保関係

7	平成28年定期健康診断実施状況（業種別）	14
8	定期健康診断の実施状況	
8-1	有所見率（％）等の推移（過去20年）	15
8-2	業種別有所見率（平成28年）	16
8-3	健診項目別有所見率（平成28年全産業）	16
9	平成28年特殊健康診断実施状況（対象業務別）	17
10	平成28年指導勸奨による特殊健康診断実施状況（対象業務別）	18

## 参考資料

11	京都労働局第12次労働災害防止対策推進計画のポイント・重点施策	19～20
12	治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン概要	21
13	化学物質のリスクアセスメントの義務化	22
14	改正安衛法に基づくストレスチェック制度、平成27年12月1日施行	23
15	「受動喫煙防止対策助成金」のご案内	24
16	産業保健活動総合支援事業のご案内	25
17	安全衛生優良企業公表制度のあらまし	26
18	STOP! 転倒災害プロジェクト（改善事例募集中）	27

# 1 労働災害発生状況の推移 過去59年（昭和33年～平成28年）



## 2 年別・業種別 労働災害発生状況 (平成19年～平成23年)

京都労働局

業 種 \ 年 別	19年	20年	21年	22年	23年
<b>全 産 業</b>	<b>2,740<sup>②④</sup></b>	<b>2,508<sup>②③</sup></b>	<b>2,362<sup>②③</sup></b>	<b>2,324<sup>②①</sup></b>	<b>2,570<sup>①⑧</sup></b>
<b>製 造 業</b>	<b>628<sup>②</sup></b>	<b>564<sup>⑦</sup></b>	<b>502<sup>③</sup></b>	<b>481<sup>⑤</sup></b>	<b>524<sup>④</sup></b>
食 料 品 製 造 業	158	152	136	179	160 <sup>①</sup>
繊維工業・繊維製品製造業	24	30	33	19	13
木材・木製品・家具等製造業	32	26	23 <sup>①</sup>	20	29
パルプ・紙・印刷・製本業	60	41 <sup>②</sup>	39	26 <sup>①</sup>	46 <sup>①</sup>
化 学 工 業	31	28 <sup>①</sup>	16	11 <sup>①</sup>	28
窯業土石製品製造業	26 <sup>①</sup>	20 <sup>①</sup>	36	22 <sup>①</sup>	21
鉄鋼・非鉄金属製造業	30	23 <sup>①</sup>	13	19	26
金属製品製造業	101	84	70 <sup>①</sup>	66 <sup>①</sup>	67 <sup>①</sup>
一般機械器具製造業	55	50	31	35 <sup>①</sup>	51 <sup>①</sup>
電気機械器具製造業	22	29	34	30	21
輸送用機械等製造業	29	22 <sup>①</sup>	17 <sup>①</sup>	8	17
電気・ガス・水道業	2	2	3	1	3
その他の製造業	58 <sup>①</sup>	57 <sup>①</sup>	51	45	42
<b>鉱 業</b>	<b>5<sup>①</sup></b>	<b>6</b>	<b>2<sup>①</sup></b>	<b>1</b>	<b>3</b>
<b>建 設 業</b>	<b>455<sup>⑩</sup></b>	<b>399<sup>⑪</sup></b>	<b>325<sup>⑦</sup></b>	<b>328<sup>⑦</sup></b>	<b>351<sup>④</sup></b>
土 木 工 事 業	91	68 <sup>②</sup>	79 <sup>①</sup>	54 <sup>①</sup>	67
建 築 工 事 業	294 <sup>⑦</sup>	252 <sup>⑥</sup>	184 <sup>②</sup>	218 <sup>②</sup>	227 <sup>③</sup>
木造家屋等建築工事業	101 <sup>②</sup>	104 <sup>②</sup>	80	89	72 <sup>①</sup>
その他の建設業	70 <sup>③</sup>	79 <sup>③</sup>	62 <sup>④</sup>	56 <sup>④</sup>	57 <sup>①</sup>
<b>運 輸 業</b>	<b>392<sup>②</sup></b>	<b>336</b>	<b>323<sup>③</sup></b>	<b>325<sup>③</sup></b>	<b>386<sup>②</sup></b>
鉄道等・道路旅客運送業	119 <sup>①</sup>	104	94 <sup>①</sup>	117	131
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	273 <sup>①</sup>	231	225 <sup>②</sup>	206 <sup>③</sup>	254 <sup>②</sup>
その他の運輸交通・港湾運送業	0	1	4	2	1
<b>農林・畜産・水産業</b>	<b>110<sup>①</sup></b>	<b>99<sup>②</sup></b>	<b>101<sup>③</sup></b>	<b>107<sup>②</sup></b>	<b>100</b>
林 業	65 <sup>①</sup>	55	51 <sup>②</sup>	48 <sup>①</sup>	53
<b>商 業</b>	<b>369<sup>①</sup></b>	<b>351</b>	<b>326<sup>③</sup></b>	<b>335<sup>③</sup></b>	<b>375<sup>③</sup></b>
小 売 業	270 <sup>①</sup>	238	249 <sup>①</sup>	272 <sup>③</sup>	274 <sup>②</sup>
<b>金 融・広 告 業</b>	<b>56</b>	<b>42</b>	<b>28</b>	<b>35</b>	<b>48</b>
<b>保 健 衛 生 業</b>	<b>211<sup>②</sup></b>	<b>219</b>	<b>258<sup>①</sup></b>	<b>219</b>	<b>251</b>
社 会 福 祉 施 設	138	140	170	143	180
<b>接 客 娯 楽 業</b>	<b>177<sup>①</sup></b>	<b>165</b>	<b>167</b>	<b>178</b>	<b>215</b>
旅 館 業	38 <sup>①</sup>	34	42	44	51
飲 食 店	108	104	96	112	125
ゴ ル フ 場 の 事 業	18	16	15	9	20
<b>清 掃・と 畜 業</b>	<b>138<sup>②</sup></b>	<b>128</b>	<b>125</b>	<b>109</b>	<b>120<sup>①</sup></b>
ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業	68 <sup>①</sup>	73	74	66	71
産 業 廃 棄 物 処 理 業	19	15	15	20	23 <sup>①</sup>
<b>そ の 他</b>	<b>199<sup>②</sup></b>	<b>199<sup>③</sup></b>	<b>205<sup>②</sup></b>	<b>206</b>	<b>197<sup>④</sup></b>
警 備 業	23 <sup>②</sup>	22	30	42	39 <sup>②</sup>

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。



## 2 年別・業種別 労働災害発生状況 (平成24年～平成28年)

京都労働局

業 種 \ 年 別	24年	25年	26年	27年	28年
<b>全 産 業</b>	<b>2,469</b> ⑪	<b>2,488</b> ⑯	<b>2,325</b> ⑱	<b>2,468</b> ⑳	<b>2,296</b> ㉘
<b>製 造 業</b>	<b>477</b>	<b>480</b> ③	<b>423</b> ②	<b>466</b> ②	<b>435</b>
食 料 品 製 造 業	154	163	132	132 ①	143
繊維工業・繊維製品製造業	18	17	18	22	15
木材・木製品・家具等製造業	23	26	25	22 ①	19
パルプ・紙・印刷・製本業	40	38	47	31	29
化 学 工 業	23	18	14	30	20
窯業土石製品製造業	22	21	14	18	18
鉄鋼・非鉄金属製造業	14	14 ①	13	19	15
金属製品製造業	63	65 ①	63 ①	63	54
一般機械器具製造業	33	36 ①	34	47	23
電気機械器具製造業	24	17	14	21	30
輸送用機械等製造業	11	13	8 ①	16	13
電気・ガス・水道業	6	2	6	5	4
その他の製造業	46	50	35	40	52
<b>鉱 業</b>	<b>3</b>	<b>7</b>	<b>6</b>	<b>5</b> ②	<b>3</b>
<b>建 設 業</b>	<b>358</b> ④	<b>341</b> ④	<b>353</b> ③	<b>308</b> ⑦	<b>271</b> ②
土 木 工 事 業	85 ③	60 ②	68 ①	69 ②	47 ①
建 築 工 事 業	225	239 ②	233 ①	204 ⑤	170 ①
木造家屋等建築工事業	80	92	73	57 ①	57
その他の建設業	48 ①	42	52 ①	35	54
<b>運 輸 業</b>	<b>313</b> ②	<b>369</b> ②	<b>405</b> ⑤	<b>426</b> ⑤	<b>410</b> ①
鉄道等・道路旅客運送業	91 ①	121 ①	134	141 ③	156
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	219 ①	246 ①	269 ⑤	283 ②	252 ①
その他の運輸交通・港湾運送業	3	2	2	2	2
<b>農林・畜産・水産業</b>	<b>107</b> ①	<b>92</b> ①	<b>81</b> ①	<b>75</b> ①	<b>73</b> ③
林 業	60 ①	40 ①	38 ①	37 ①	36 ①
<b>商 業</b>	<b>363</b> ①	<b>361</b> ①	<b>345</b> ⑤	<b>339</b> ③	<b>336</b> ①
小 売 業	271 ①	264 ①	271 ②	259 ③	232 ①
<b>金融・広告業</b>	<b>35</b>	<b>29</b>	<b>21</b>	<b>28</b>	<b>22</b>
<b>保健衛生業</b>	<b>277</b> ①	<b>320</b>	<b>243</b>	<b>294</b>	<b>276</b>
社 会 福 祉 施 設	195 ①	238	179	225	216
<b>接客娯楽業</b>	<b>194</b> ①	<b>175</b> ①	<b>169</b>	<b>206</b>	<b>176</b> ①
旅 館 業	41	35	32	48	37
飲 食 店	121	110 ①	108	123	117 ①
ゴルフ場の事業	15 ①	14	12	12	14
<b>清掃・と畜業</b>	<b>151</b>	<b>125</b> ②	<b>114</b> ①	<b>129</b>	<b>126</b>
ビルメンテナンス業	82	78 ①	57	71	53
産業廃棄物処理業	33	26 ①	26	22	35
<b>そ の 他</b>	<b>191</b> ①	<b>189</b> ②	<b>165</b> ①	<b>192</b>	<b>168</b>
警 備 業	28 ①	33 ①	30	40	31

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

## 3-1 平成28年 労働災害発生状況 業種別 (対前年比較)

京都労働局

業 種	区 分	休業 4 日以上 の 死 傷 災 害				死 亡 災 害		
		28 年	27 年	対前年 増 減	増減率 (%)	28 年	27 年	対前年 増 減
<b>全 産 業</b>		<b>2,296</b>	<b>2,468</b>	<b>-172</b>	<b>-7.0</b>	<b>8</b>	<b>20</b>	<b>-12</b>
<b>製 造 業</b>		<b>435</b>	<b>466</b>	<b>-31</b>	<b>-6.7</b>		<b>2</b>	<b>-2</b>
食 料 品 製 造 業		143	132	11	8.3		1	-1
繊維工業・繊維製品製造業		15	22	-7	-31.8			0
木材・木製品・家具等製造業		19	22	-3	-13.6		1	-1
パルプ・紙・印刷・製本業		29	31	-2	-6.5			0
化 学 工 業		20	30	-10	-33.3			0
窯業土石製品製造業		18	18	±0	—			0
鉄鋼・非鉄金属製造業		15	19	-4	-21.1			0
金属製品製造業		54	63	-9	-14.3			0
一般機械器具製造業		23	47	-24	-51.1			0
電気機械器具製造業		30	21	9	42.9			0
輸送用機械等製造業		13	16	-3	-18.8			0
電気・ガス・水道業		4	5	-1	-20.0			0
その他の製造業		52	40	12	30.0			0
<b>鉱 業</b>		<b>3</b>	<b>5</b>	<b>-2</b>	<b>-40.0</b>		<b>2</b>	<b>-2</b>
<b>建 設 業</b>		<b>271</b>	<b>308</b>	<b>-37</b>	<b>-12.0</b>	<b>2</b>	<b>7</b>	<b>-5</b>
土 木 工 事 業		47	69	-22	-31.9	1	2	-1
建 築 工 事 業		170	204	-34	-16.7	1	5	-4
木造家屋等建築工事業		57	57	±0	—		1	-1
その他の建設業		54	35	19	54.3			0
<b>運 輸 業</b>		<b>410</b>	<b>426</b>	<b>-16</b>	<b>-3.8</b>	<b>1</b>	<b>5</b>	<b>-4</b>
鉄道等・道路旅客運送業		156	141	15	10.6		3	-3
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		252	283	-31	-11.0	1	2	-1
その他の運輸交通・港湾運送業		2	2	±0	—			0
<b>農 林 ・ 畜 産 ・ 水 産 業</b>		<b>73</b>	<b>75</b>	<b>-2</b>	<b>-2.7</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>2</b>
林 業		36	37	-1	-2.7	1	1	0
<b>商 業</b>		<b>336</b>	<b>339</b>	<b>-3</b>	<b>-0.9</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>-2</b>
小 売 業		232	259	-27	-10.4	1	3	-2
<b>金 融 ・ 広 告 業</b>		<b>22</b>	<b>28</b>	<b>-6</b>	<b>-21.4</b>			<b>0</b>
<b>保 健 衛 生 業</b>		<b>276</b>	<b>294</b>	<b>-18</b>	<b>-6.1</b>			<b>0</b>
社 会 福 祉 施 設		216	225	-9	-4.0			0
<b>接 客 娯 楽 業</b>		<b>176</b>	<b>206</b>	<b>-30</b>	<b>-14.6</b>	<b>1</b>		<b>1</b>
旅 館 業		37	48	-11	-22.9			0
飲 食 店		117	123	-6	-4.9	1		1
ゴルフ場の事業		14	12	2	16.7			0
<b>清 掃 ・ と 畜 業</b>		<b>126</b>	<b>129</b>	<b>-3</b>	<b>-2.3</b>			<b>0</b>
ビルメンテナンス業		53	71	-18	-25.4			0
産業廃棄物処理業		35	22	13	59.1			0
<b>そ の 他</b>		<b>168</b>	<b>192</b>	<b>-24</b>	<b>-12.5</b>			<b>0</b>
警 備 業		31	40	-9	-22.5			0

資料：休業 4 日以上 の 死 傷 者 数 は労働者死傷病報告による。死亡者数は死亡災害報告による。

# 3-2 平成28年

## 労働災害発生状況

### 業種別・起因物別

業種	起因物		動力機械				その他の装置等				構築物・建築物等			物質・材料	荷	環境等	その他	合計						
	原動機	動力機械	動力機械	建設用機械	金属加工用機械	一般動力機械	伐出機械等	車両系木材加工用機械	物上げ装置・運搬機械	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉・釜等						電気設備	工人用具等	用	設置・他設備	構築物・建築物等	有害物質等
<b>全産業</b>	1	2	31	30	42	93	2	18	212	262	2	2	2	12	152	244	67	607	12	136	143	56	170	2,296
<b>製造業</b>			6	1	37	59		5	33	12		2	2	3	34	51	13	79	7	39	35	1	16	435
食料品製造業						26			4	4					16	20	6	44	4	4	11	1	1	143
繊維製品製造業						4				1					2	1	1	1	1	5	3			15
木材・木製品・家具等製造業			6		2	13				4					1	2	1	2	2	5	2			19
パルプ・紙・印刷・製本業					1	2				3					3	1	1	2	2	1	3			29
化学工業					1	4				1					1	1	1	1	1	1	3			20
窯業・土石製品製造業					1	4				5					1	1	1	1	1	1	2			18
鉄鋼・非鉄金属製造業					3	1				1					1	2	1	1	1	2	2			15
金属製品製造業					15	3				2					1	6	1	4	1	2	3			54
一般機械器具製造業					8	3				1					2	2	1	4	1	16	3			23
電気機械器具製造業					1	2				1					1	6	3	5	1	4	1			30
輸送用機械製造業					2	2				1					4	4	3	2	5	4	4			13
電気・力・水道業					2	4				1					1	1	1	1	2	3	1			4
その他の製造業					2	4				1					1	5	5	12	1	1	4			52
<b>鉱業</b>	1									1						1								3
<b>建設業</b>	1		16	24	4	8		6	19	3				4	13	41	3	91		25	7	3	3	271
土木工事業			1	11		1		2	6	1					1	4	1	8		5	2	3	1	47
建築工事業			13	10	4	4		3	9	2				2	9	29	1	63		15	5		1	170
木造家屋等建築工事業			9	1	2	1			4						3	8		23		5	1			57
その他の建設業	1		2	3		3		1	4					2	3	8	1	20		5				54
<b>運輸業</b>	1					1		1	103	98					37	25	2	65	1	13	39	7	17	410
鉄道等・道路旅客運送業								1	2	86					9	6	28	1	1	6	6	4	13	156
道路貨物運送・陸上貨物取扱業						1			101	12					28	18	2	36		13	33	3	4	252
その他の運輸交通・港湾運送業															1	1	1	1						2
<b>農林・畜産・水産業</b>			6			1		2	2	1					1	5		5		5	1	34		73
林業			6			1		2	1						1	1		1		1		23		36
<b>商業</b>			1	1		12		3	18	46				1	30	39	12	109		17	30	3	14	336
小売業					7			4	4	39					24	30	9	78		12	21	1	7	232
<b>金融・広告業</b>										10					1	2	1	5		2	1			22
<b>保健衛生業</b>						1				29				2	14	25	8	82	1	4	2	4	104	276
社会福祉施設					1					27					11	18	5	64	1	4	2	4	79	216
<b>接客娯楽業</b>						5			3	10					11	26	15	67	3	20	10	1	5	176
旅館										1					1	6	6	18		1	3			37
飲食店						5			2	8					9	15	8	41	3	18	6			117
ゴルフ場の事業									1	1					1	4	5	5				1	1	14
<b>清掃・と畜業</b>			1	4	1	3		1	21	4				1	3	14	7	48		7	8	1	2	126
ビルメンテナンス業								1	1	1					2	9	5	30		1	1		2	53
産業廃棄物処理業						3		3	11	1						3	6	6		2	5			35
<b>その他</b>			1			3		4	4	49				1	8	15	6	56		4	10	2	9	168
警備業						1			2	9					2	1	1	12			3		2	31

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。



業種別・事故の型別

労働災害発生状況

平成28年

業種	事故の型	墜落	転倒	激突	落飛	倒崩	激突	巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	物との接触	高温・低温	有害物の接触等	感電	爆発	破裂	火災	(交通) (道路)	(交通) (その他)	無理な反動	その他	合計	
<b>全産業</b>		<b>367②</b>	<b>472</b>	<b>109</b>	<b>142</b>	<b>41①</b>	<b>90</b>	<b>245②</b>	<b>133</b>	<b>3</b>	<b>1①</b>	<b>61</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>240②</b>	<b>3</b>	<b>366</b>	<b>15</b>	<b>2,296⑥</b>	
製造業	食料品製造業	49	89	23	40	7	16	98	32	1	15				1				7	1	54	2	435	
	繊維工業・繊維製品製造業	16	45	4	9	1	3	22	15	1	10								2	1	14		143	
	木材・木製品・家具等製造業		2		2			6			1								1		3		15	
	パルプ・紙・印刷・製本業		2		2			3	7										1		2		19	
	化学工業	3	3	2	1	1		2	15	2		1									2	3		29
	窯業・土石製品製造業	3	6	2	1			2	4	1											3	2		20
	鉄鋼・非鉄金属製造業	6	2	3	2			1	4	1											2	2		18
	金属製品製造業	2	1	1	2			1	5											1	2	3	1	15
	一般機械器具製造業	3	5	2	13	4		2	17	3		1								1	4	2	1	54
	電気機械器具製造業	2	2	1	2			3	7	2											8	4		23
	電気機械器具製造業	4	4	2	3			3	5												8	8		30
	輸送用機械等製造業	3	2	1	1			2	2												3	3	1	13
	電気・ガス・水道業	1	1					1	1			1								1		8		4
	その他の製造業	6	14	5	5	1		1	9	1		1								1	1			52
<b>鉱業</b>		<b>1</b>						<b>2</b>															<b>3</b>	
建設業	土木工事業	112①	18	11	29	7①	10	34	27	1					2				3		16	1	271②	
	建築工事業	13	1	2	8	3①	2	9	4												5		47①	
	木造家屋等建築工事業	78①	12	8	15	4	7	17	17	1					1				3		6	1	170①	
	その他の建設業	29	2	1	3	2	1	4	12	1									1		1		57	
	運送業	21	5	1	6			1	8	6						1					5			54
	鉄道等・道路旅客運送業	74	59	23	12	7		21	31	3			2		1				93①	1	79	4	410①	
運輸業	道路貨物運送・陸上貨物取扱業	9	25	8	2		10	5				1			1				70		23	2	156	
	その他の運輸交通・港湾運送業	65	33	15	10	7	10	26	3			1							23①	1	56	2	252①	
	農林・畜産・水産業	17①	7	2	12	1	9	10②	9										1		5		73③	
	林業	6①	3		8	1		5	1	8											4		36①	
商業	小売業	36	100	14	21	8	10	34	16			9		1					37①		47	2	336①	
	金融・広告業	29	70	6	13	5	4	21	12			7							33①	1	30	1	232①	
	保健衛生業	3	3	1	1			1	1			1							11		1		22	
社会福祉施設	社会福祉施設	9	85	9	5	1	11	7	6			4		1					30		105	3	276	
	接客娯楽業	6	67	7	2		9	6	6			2		1					27		80	3	216	
旅業	旅館	22	46	3	5	2	4	7	29		1①	26						1	8		20	2	176①	
	飲食店	9	10	1	1	2		2	1			2									9		37	
	ゴルフ場の事業	9	31	2	3		1	5	26		1①	23						1	7		7	1	117①	
清掃・と畜業	ビルメンテナンス業	1	5		1		3					1									2		14	
	産業廃棄物処理業	23	31	14	9	2	6	15	7			2							5		12		126	
その他	警備業	14	26	5	1	1	4	10	2			1							1		3		53	
	警備業	5	1	3	3	1	4	10	2			2							2		4		35	
その他		21	34	9	8	6	3	6	4	1		2							45	1	27	1	168	
警備業		3	9	2	2	2	1	1	1										7		5		31	

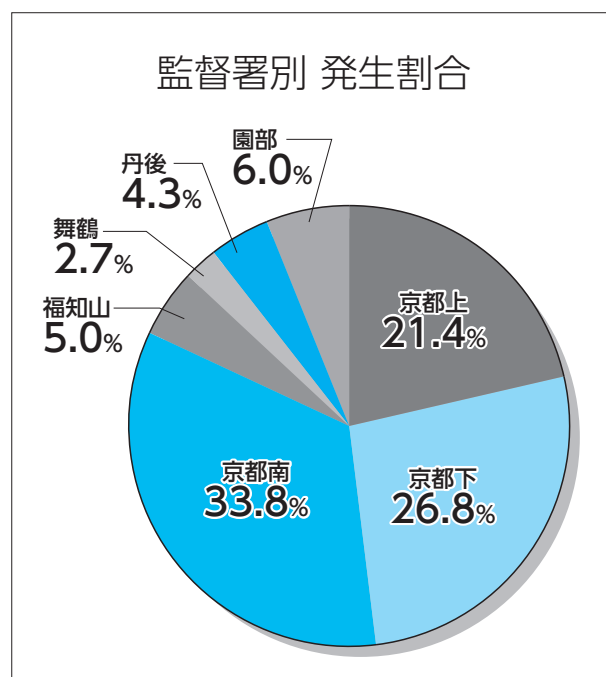
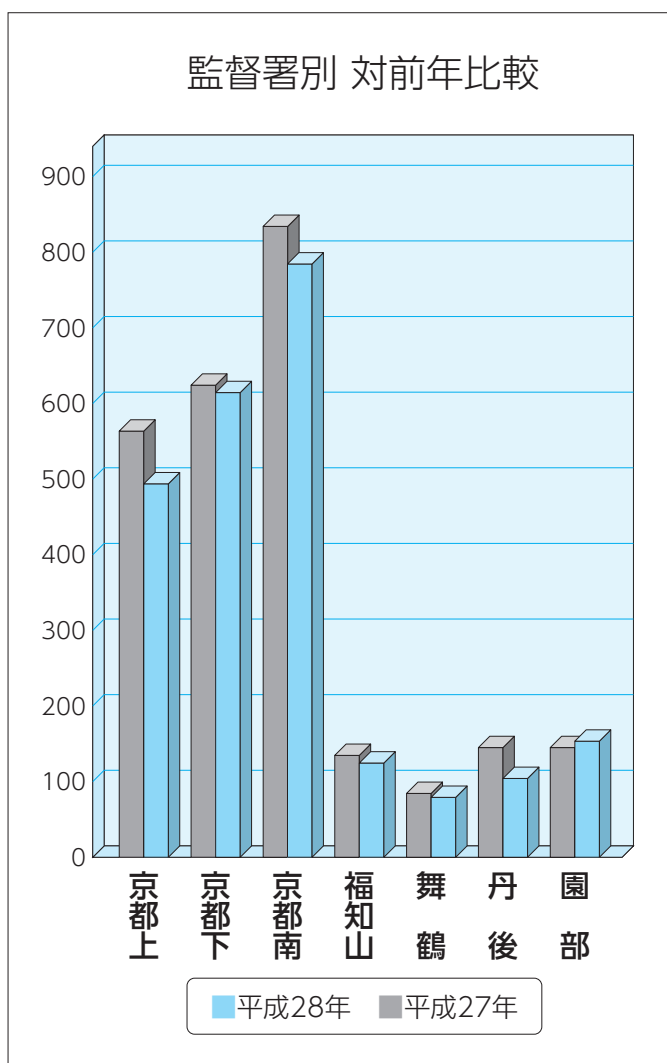
資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

### 3-4 労働災害発生状況 監督署別 (対前年比較)

京都労働局

	休業4日以上の死傷災害					
	平成28年		平成27年		増減数・率	
	死傷災害	構成比(%)	死傷災害	構成比(%)	増減数	増減率(%)
<b>京都労働局</b>	<b>2,296<sup>⑧</sup></b>	<b>100.0%</b>	<b>2,468<sup>⑳</sup></b>	<b>100.0%</b>	<b>-172<sup>⑫</sup></b>	<b>-7.0%</b>
京 都 上	491 <sup>①</sup>	21.4%	556	22.5%	-65 <sup>①</sup>	-11.7%
京 都 下	615	26.8%	619 <sup>⑤</sup>	25.1%	-4 <sup>⑤</sup>	-0.6%
京 都 南	777 <sup>②</sup>	33.8%	837 <sup>⑥</sup>	33.9%	-60 <sup>④</sup>	-7.2%
福 知 山	115 <sup>②</sup>	5.0%	128 <sup>①</sup>	5.2%	-13 <sup>①</sup>	-10.2%
舞 鶴	62 <sup>①</sup>	2.7%	67 <sup>①</sup>	2.7%	-5 <sup>⑦</sup>	-7.5%
丹 後	99 <sup>①</sup>	4.3%	130 <sup>③</sup>	5.3%	-31 <sup>②</sup>	-23.8%
園 部	137 <sup>①</sup>	6.0%	131 <sup>④</sup>	5.3%	6 <sup>③</sup>	4.6%

※休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。○数字は死亡災害報告による死亡者数。



### 3-5 労働災害発生状況 事業場規模別

京都労働局

業種	規模							合計
	～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人～		
<b>全 産 業</b>	<b>474③</b>	<b>520⑤</b>	<b>356</b>	<b>346</b>	<b>400</b>	<b>200</b>	<b>2,296⑧</b>	
製 造 業	75	97	80	82	72	29	435	
鉱 業	1	1	0	1	0	0	3	
建 設 業	180①	72①	10	7	2	0	271②	
運 輸 業	27	75①	65	75	137	31	410①	
農林・畜産・水産業	36②	22①	9	6	0	0	73③	
商 業	62	77①	70	42	38	47	336①	
金 融・広 告 業	1	3	4	1	4	9	22	
保 健 衛 生 業	20	61	37	59	57	42	276	
接 客 娯 楽 業	24	59①	45	28	10	10	176①	
清 掃・と 畜 業	29	23	15	23	23	13	126	
そ の 他	19	30	21	22	57	19	168	

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

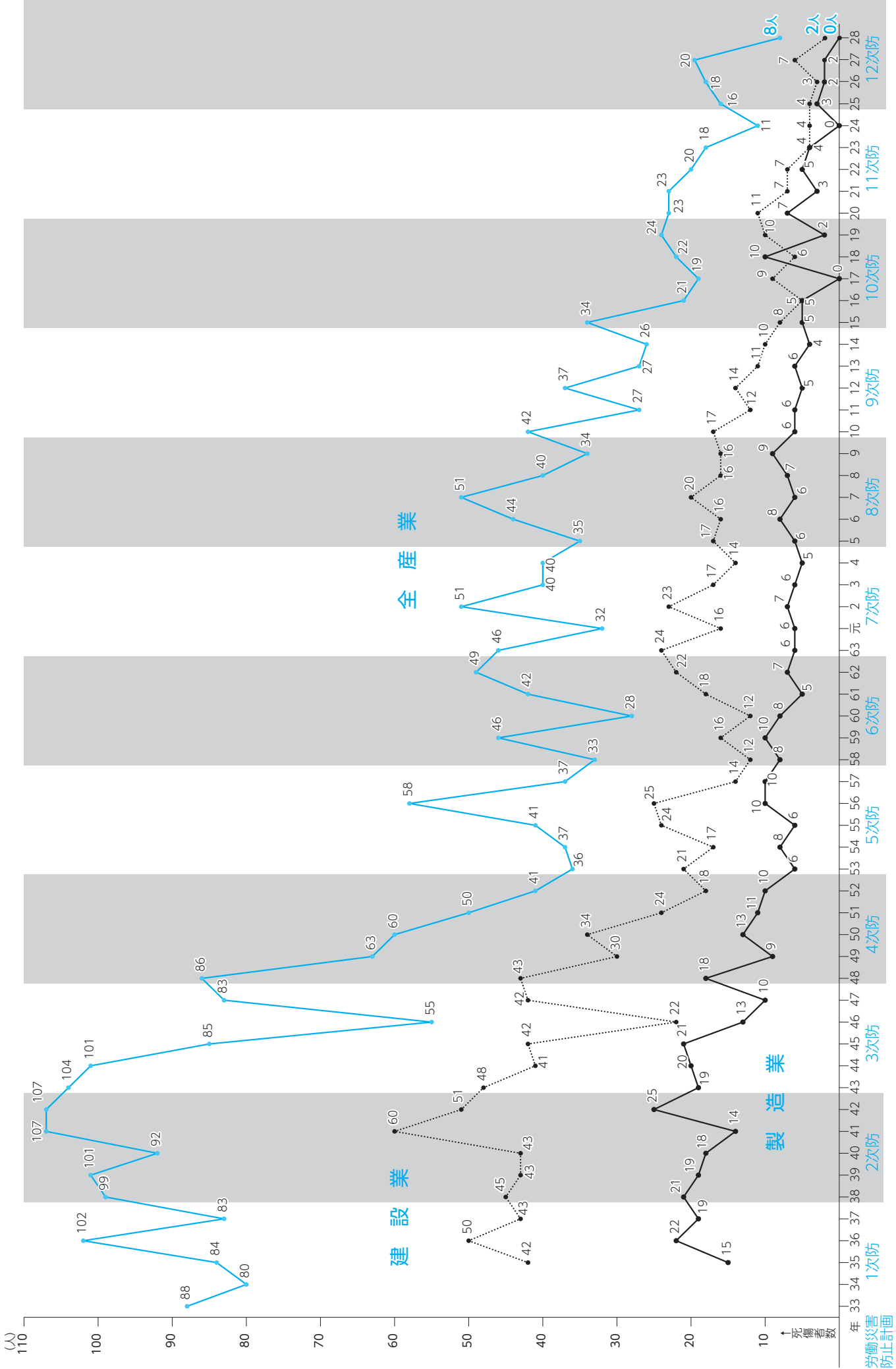
### 3-6 労働災害発生状況 年齢別

京都労働局

業種	規模							合計
	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～		
<b>全 産 業</b>	<b>62</b>	<b>272②</b>	<b>350①</b>	<b>523①</b>	<b>537③</b>	<b>552①</b>	<b>2,296⑧</b>	
製 造 業	7	55	74	109	98	92	435	
鉱 業	0	0	0	1	0	2	3	
建 設 業	8	42	46	62	54②	59	271②	
運 輸 業	8	29①	56	122	120	75	410①	
農林・畜産・水産業	1	10①	22①	13	13①	14	73③	
商 業	9	41	42	72①	88	84	336①	
金 融・広 告 業	0	3	4	5	5	5	22	
保 健 衛 生 業	1	32	41	51	73	78	276	
接 客 娯 楽 業	23	34	16	20	27	56①	176①	
清 掃・と 畜 業	3	9	17	28	21	48	126	
そ の 他	2	17	32	40	38	39	168	

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

# 4 死亡災害の推移 (過去59年 (昭和33年~平成28年))



資料：死亡災害報告

### 5-1 平成28年 死亡災害発生状況 業種別・起因物別

京都労働局

起 因 物 業 種	動 力 機 械							物 上 げ 装 置 ・ 運 搬 機 械			そ の 他 の 装 置 等							仮 設 物 ・ 建 築 物 ・ 構 築 物 等	物 質 ・ 材 料 危 険 物 ・ 有 害 物 等	環 境 等	そ の 他	合 計
	原 動 機	動 力 伝 導 機 構	木 材 加 工 用 機 械	建 設 用 機 械	金 属 加 工 用 機 械	一 般 動 力 機 械	車 両 系 木 材 伐 出 機 械 等	動 力 ク レ ー ン 等	動 力 運 搬 機 物	乗 物	圧 力 容 器	化 学 設 備	溶 接 装 置	炉 ・ 釜 等	電 気 設 備	人 力 機 械 工 具 等	用 具					
<b>全 産 業</b>							1	2	1								3			1	8	
製 造 業																						
鉱 業																						
建 設 業																	2				2	
運 輸 業								1													1	
農 林 ・ 畜 産 ・ 水 産 業							1	1												1	3	
商 業									1												1	
接 客 娯 楽 業																	1				1	
清 掃 ・ と 畜 業																						
そ の 他																						
27 年			1					2	4						1		5	1	4	2	20	
26 年								8	1					1	1		1	1	2	3	18	
25 年			1					1	3					1		1	2		5	2	16	

資料：死亡災害報告

### 5-2 平成28年 死亡災害発生状況 業種別・事故の型別

京都労働局

事 故 の 型 業 種	転 墜	転 倒	激 突	落 下	倒 壊	激 突 され	巻き 込ま れ	は さま れ	こ 切 ら れ	踏 み ば せ	お ぼ れ	物 と の 接 触	高 温 低 温 と の 接 触	有 害 物 と の 接 触	感 電	爆 発	破 裂	火 災	( 道 路 事 故 ) ( そ の 他 )	無 理 な 動 作	動 作 の 反 動	そ の 他	合 計	27 年	26 年	25 年
	<b>全 産 業</b>	2				1	2				1									2			8	20	18	16
製 造 業																								2	2	3
鉱 業																								2	0	0
建 設 業	1				1																		2	7	3	4
運 輸 業																			1				1	5	5	2
農 林 ・ 畜 産 ・ 水 産 業	1						2																3	1	1	1
商 業																			1				1	3	5	1
接 客 娯 楽 業										1													1		0	1
清 掃 ・ と 畜 業																									1	2
そ の 他																									1	2
27 年	6				2	4				1									5			2	20			
26 年	1			1	2	2	2							1					6			3	18			
25 年	4				1		1	1				2		1					4			2	16			

資料：死亡災害報告



## 6 平成28年 死亡災害一覧

京都労働局

No.	災害発生 月時	業 種	起 因 物	事 故 の 型	被災者概要 事業場規模	災 害 の 概 要
1	1月 13時	接客娯楽業 (一般飲食店)	仮設物、建築物、 構築物等 (建築物、構築物)	おぼれ	男60代 10～29人	会所柵のマンホール蓋を開け会所柵内に上半身を入れ、棹状の用具で配管の詰まりを除去中に溺死した。
2	2月 13時	畜産・水産業 (漁業)	動力クレーン等 (その他の動力クレーン等)	はさまれ、 巻き込まれ	男20代 10～29人	定置網漁船上で、定置網と漁船の位置を調整するために備え付けられたロープ(直径28mm、ナイロン製)を巻き上げる際使用していたVローラーのローレル部分に巻き込まれ死亡した。
3	3月 9時	建設業 (河川土木工事業)	仮設物、建築 物、構築物等 (建築物、構築物)	崩壊、倒壊	男50代 10～29人	民家ブロック塀の解体作業で、塀外側の側溝に入り手持ち式ブレーカーでブロック塀下部を削っていたところ、ブロック塀が倒壊し、地面との間に頭部をはさまれた。
4	3月 13時	建設業 (その他の建築工事業)	仮設物、建築 物、構築物等 (作業床、歩み板)	墜落、転落	男50代 1～9人	平屋住宅の解体作業中、梁等に架け渡した歩み板上で屋根材の取り外しを行っていたところ、梁が柱から外れ、歩み板とともに約2.8メートルの高さから墜落し、搬送先の病院で5日後に死亡した。
5	6月 5時	商業 (新聞販売業)	乗物 (乗用車、バス、バイク)	交通事故 (道路)	男40代 10～29人	バイクで新聞配達中、出合頭で普通乗用車と衝突した。
6	8月 18時	畜産・水産業 (畜産業)	動力運搬機 (トラック)	はさまれ、 巻き込まれ	男30代 1～9人	大雨で豚舎からあふれ出た豚の糞尿をバキュームカーで吸い出す作業をしていたところ、当該バキュームカーと豚舎の壁にはさまれた。
7	11月 7時	運輸業 (一般貨物自動車運送業)	動力運搬機 (トラック)	交通事故 (道路)	男20代 10～29人	本社事務所からトラックにて現場へ向かう途中、路肩停車中のトラック後右部分に追突。助手席に乗っていた被災者は全身を強打し、意識不明の状態で病院に搬送されたが、4時間後死亡した。
8	12月 8時	農林業 (木材伐出業)	環境等 (地山、岩石)	墜落、転落	男50代 1～9人	索道で伐採木を搬出しているときに、被災者が退避場所の積雪で足を滑らせ斜面から転落し、索道でつっていた伐採木に激突した。

全産業 8

【製造業 0：鉱 業 0：建設業 2：運輸業 1：農林業 1：商 業 1：その他 3】

## 7 平成28年 定期健康診断実施状況（業種別）

京都労働局

業種	区分	健診実施 事業場数	受診者数	所見のあった者		
				人数	有所見率 (%)	全国有所見率 (%)
<b>全産業</b>		<b>2,267</b>	<b>250,383</b>	<b>134,677</b>	<b>53.79</b>	<b>53.76</b>
<b>製造業</b>		<b>617</b>	<b>76,131</b>	<b>38,967</b>	<b>51.18</b>	<b>52.22</b>
食品製造		121	14,124	7,711	54.60	54.44
繊維工業		9	791	434	54.87	55.07
衣服・繊維		5	417	249	59.71	55.48
木材・木製		4	403	196	48.64	57.44
家具・装備		1	34	18	52.94	53.12
パルプ等		14	1,004	562	55.98	55.97
印刷・製本		35	3,780	1,642	43.44	53.75
化学工業		61	6,424	3,239	50.42	52.29
窯業・土石		18	1,981	1,092	55.12	56.49
鉄鋼業		15	1,001	509	50.85	50.44
非鉄金属						53.95
金属製品		40	3,148	1,674	53.18	52.71
一般機器		94	13,217	6,144	46.49	51.92
電気機器		105	16,742	8,626	51.52	52.04
輸送機器		29	6,791	3,119	45.93	45.72
電気・ガス		12	2,069	1,388	67.09	65.60
他の製造		54	4,205	2,364	56.22	54.91
<b>鉱業</b>		<b>1</b>	<b>46</b>	<b>40</b>	<b>86.96</b>	<b>69.88</b>
<b>建設業</b>		<b>39</b>	<b>3,293</b>	<b>2,096</b>	<b>63.65</b>	<b>62.20</b>
土木工事		5	516	395	76.55	69.37
建築工事		22	1,651	1,003	60.75	61.25
他の建設		12	1,126	698	61.99	59.74
<b>運輸交通業</b>		<b>188</b>	<b>18,124</b>	<b>11,579</b>	<b>63.89</b>	<b>61.50</b>
鉄道等		28	3,240	1,591	49.10	42.84
道路旅客		90	9,920	6,905	69.61	72.00
道路貨物		70	4,964	3,083	62.11	60.40
他の運輸		0	0	0		57.43
<b>貨物取扱業</b>		<b>16</b>	<b>1,010</b>	<b>551</b>	<b>54.55</b>	<b>56.18</b>
陸上貨物		15	944	503	53.28	55.29
港湾運送		1	66	48	72.73	59.27
<b>農林業</b>		<b>1</b>	<b>56</b>	<b>8</b>	<b>14.29</b>	<b>65.81</b>
畜産・水産業						62.99
<b>商業</b>		<b>399</b>	<b>31,038</b>	<b>16,987</b>	<b>54.73</b>	<b>55.21</b>
金融・広告業		54	8,803	4,573	51.95	50.71
映画・演劇業		4	220	59	26.82	53.48
通信業		30	5,213	2,937	56.34	55.49
教育・研究業		128	19,543	10,683	54.66	53.57
保健衛生業		411	51,424	26,457	51.45	49.77
接客娯楽業		103	5,630	2,779	49.36	51.45
清掃・と畜業		63	5,348	3,507	65.58	67.77
官公署		0	0	0	0.00	61.73
<b>他の事業</b>		<b>213</b>	<b>24,504</b>	<b>13,454</b>	<b>54.91</b>	<b>54.28</b>

資料：定期健康診断結果報告

(注) 1「健診実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。

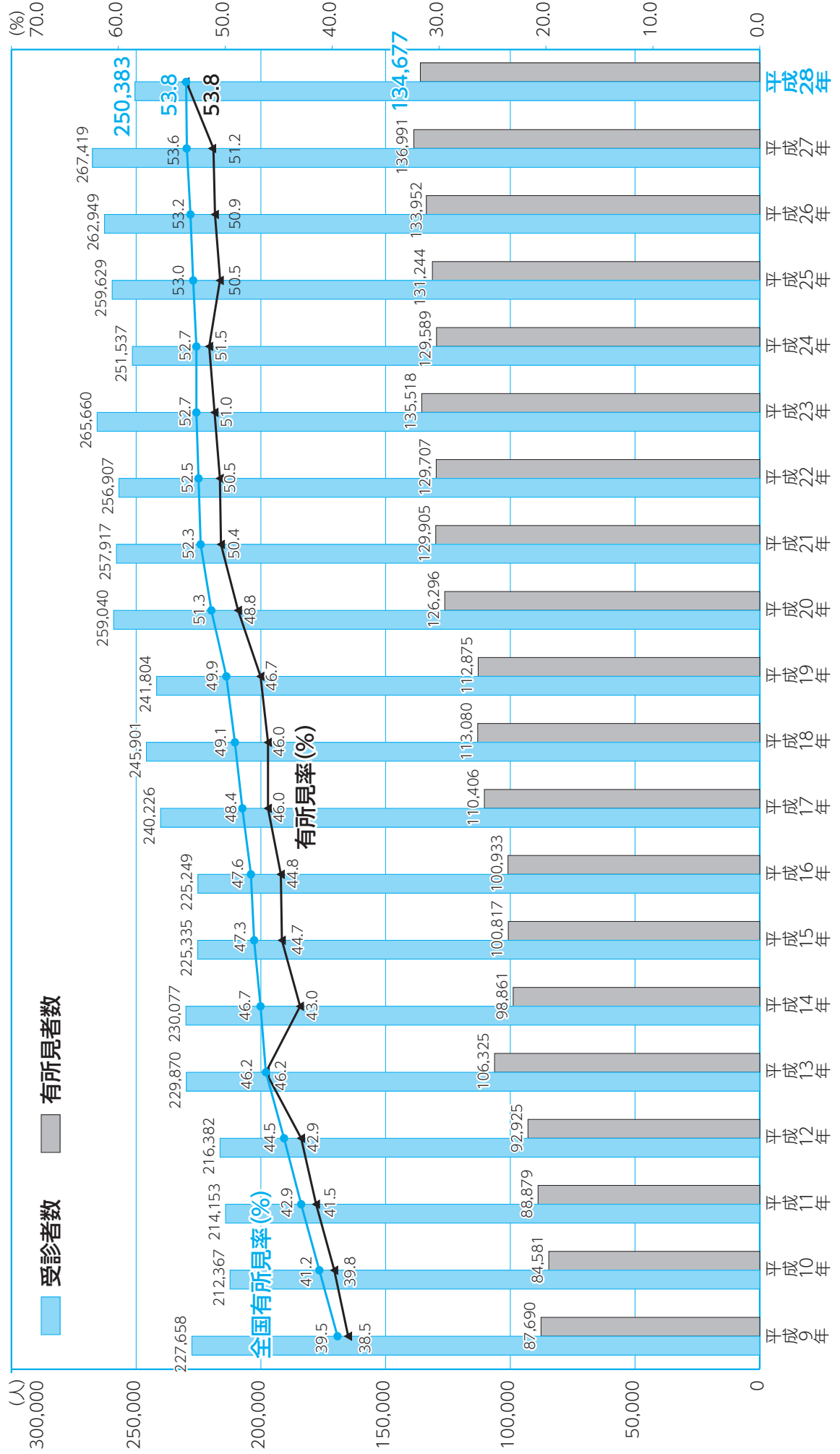
2「所見のあった者」の人数は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数である。

3「有所見率」は、所見のあった人数(他覚所見のみを除く)を受診者で割った値である。

## 8 定期健康診断の実施状況

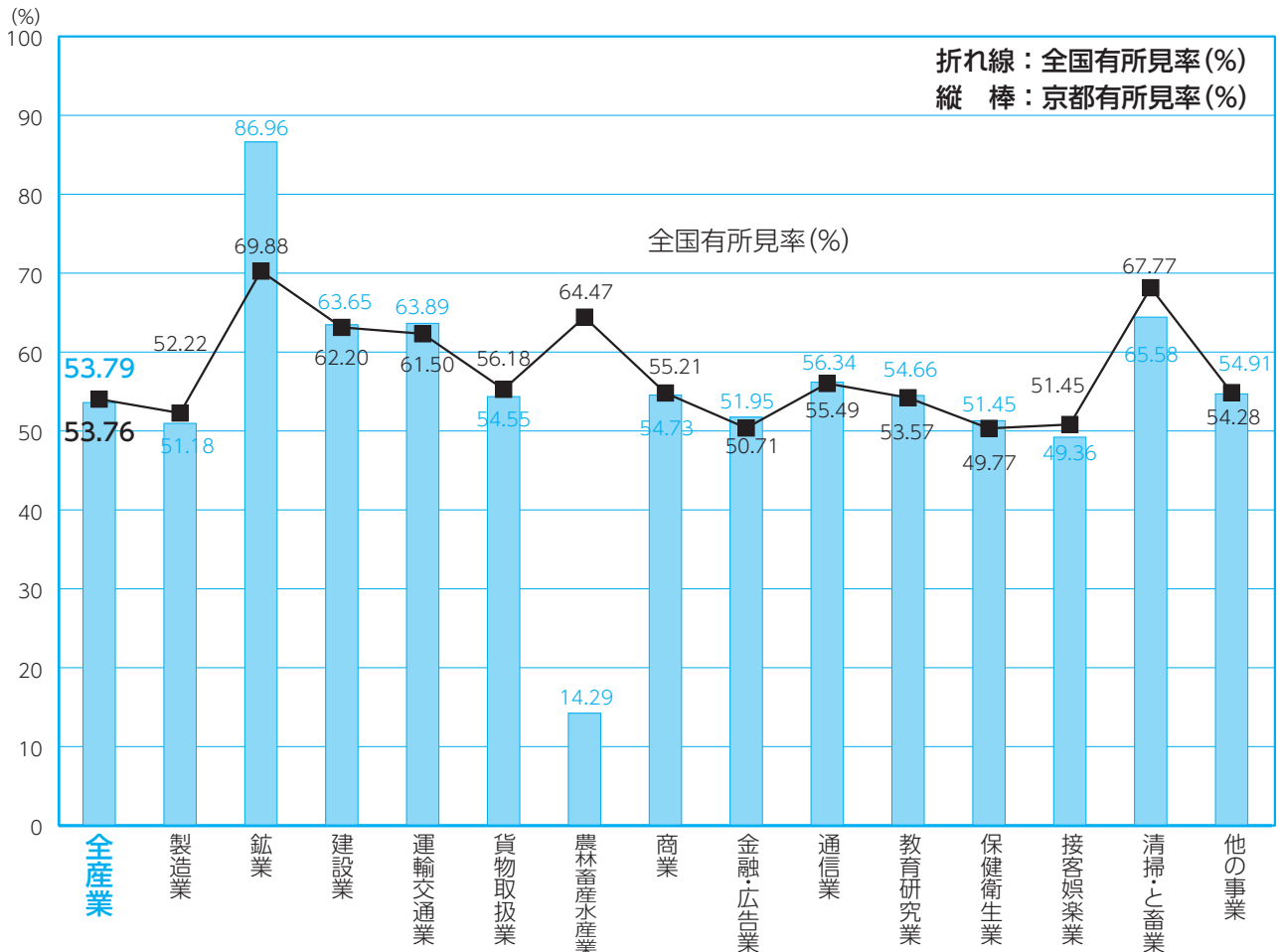
平成28年の定期健康診断の有所見率は、53.79%となり前年比較で2.56%増加し、全国平均(53.76%)を超えました。検査項目別では生活習慣病に関連する「血中脂質」「血圧」「肝機能」の順に有所見率が特に高い。

### 8-1 定期健康診断有所見率 (%) 等の推移 (過去20年間)



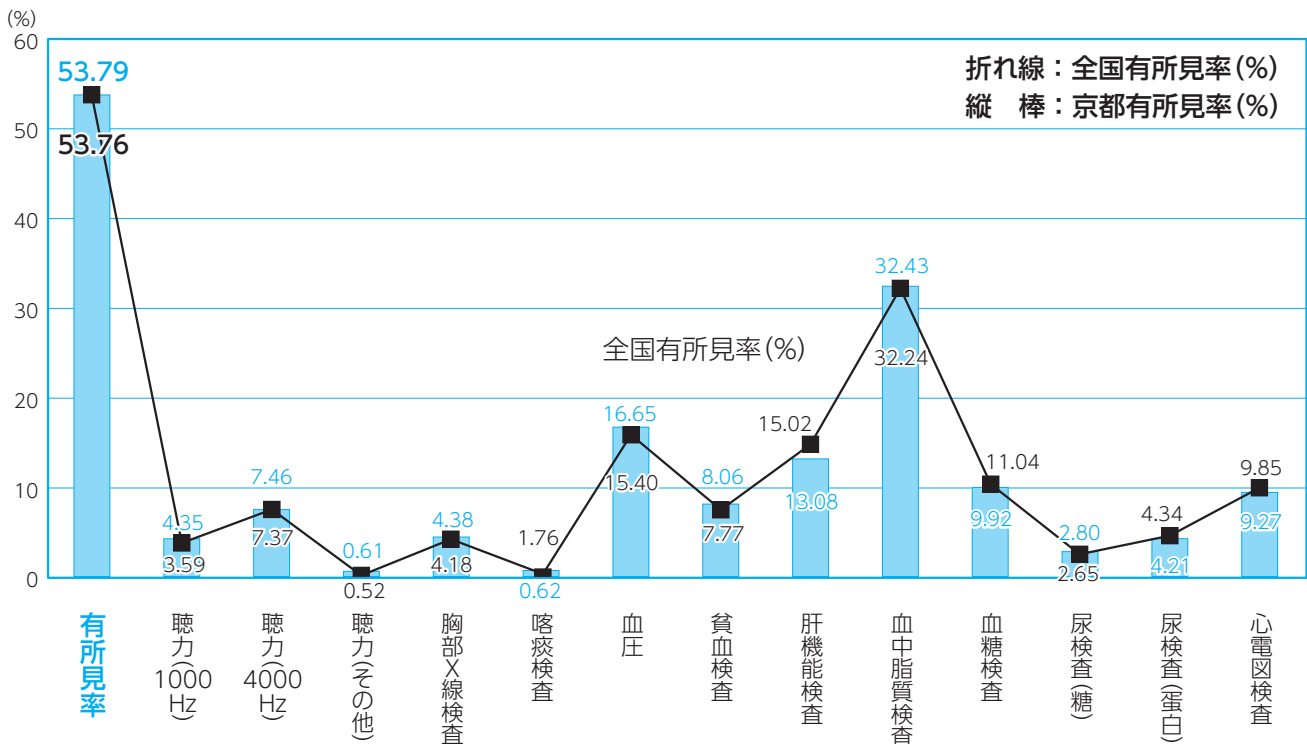
資料：定期健康診断結果報告

## 8-2 定期健康診断 業種別 有所見率(%) (平成28年)



資料：定期健康診断結果報告 全国の有所見率よりも京都の有所見率が上回っている業種は、鉱業、建設業、運輸交通業、金融・広告業、通信業、教育研究業、保健衛生業、他の事業です。

## 8-3 定期健康診断 健診項目別 有所見率(%) (平成28年全産業)



資料：定期健康診断結果報告 全国よりも有所見率が高い項目は聴力3種すべてと胸部エックス線、血圧、貧血、血中脂質、尿(糖)です。

## 9 平成28年 特殊健康診断実施状況 (対象業務別)

京都労働局

対象業務	区分	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者 有所見率(全国)
				人数	有所見率(%)	
特殊健康診断合計		1,855	38,812	2,338	6.02	4.42
有機溶剤		801	14,155	1,470	10.39	5.94
鉛		111	2,086	58	2.78	1.77
四アルキル鉛		0	0	0		0.00
電離放射線		303	7,885	632	8.02	8.39
除染電離放射線		2	8	0	0.00	8.20
高気圧		4	49	23	46.94	5.31
特定化学物質		563	13,705	151	1.10	1.57
ベンジジン		1	4	0	0.00	3.54
四-アミノジフェニル		0	0	0		8.00
ベンゼン含有ゴムのり		3	9	0	0.00	0.64
ジクロロベンジジン		3	5	0	0.00	1.02
アルファ-ナフチルアミン		0	0	0		1.44
塩素化ビフェニル		6	25	0	0.00	2.50
オルト-トリジン		1	1	0	0.00	4.36
ジアニシジン		1	2	0		4.51
ベリリウム		9	43	0	0.00	1.33
アクリルアミド		28	150	0	0.00	1.07
アクリロニドリル		10	52	0	0.00	1.02
アルキル水銀化合物		1	7	0	0.00	0.00
エチレンジイミン		2	10	0	0.00	0.00
塩化ビニル		1	1	0	0.00	1.51
塩素		18	384	0	0.00	0.73
オーラミン		0	0	0		0.82
カドミウム		9	65	0	0.00	1.60
クロム酸		50	365	1	0.27	1.00
クロロメチルメチルエーテル		2	4	0	0.00	0.35
五酸化バナジウム		5	140	44	31.43	3.90
コaltarール		10	266	0	0.00	0.59
シアン化カリウム		21	261	0	0.00	0.88
シアン化水素		3	64	0	0.00	0.35
シアン化ナトリウム		12	168	0	0.00	1.24
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミジフェニルメタン		8	75	0	0.00	4.69
臭化メチル		2	35	0	0.00	0.67
重クロム酸		23	167	0	0.00	0.74
水銀		23	82	7	8.54	1.70
トリレンジイソシアネート		11	119	0	0.00	0.75
ニッケルカルボニル		1	36	0	0.00	0.62
パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン		0	0	0		0.00
パラ-ニトロクロロベンゼン		0	0	0		0.99
弗化水素		60	955	2	0.21	0.74
ベータ-プロピオラクトン		1	1	0		1.02
ベンゼン		35	182	7	3.85	1.74
ペンタクロロフェノール		0	0	0		0.75
マゼンタ		2	14	0	0.00	2.15
マンガン		57	1,094	13	1.19	0.76
沃化メチル		2	7	0	0.00	0.40
硫化水素		5	8	0	0.00	0.22
硫酸ジメチル		5	35	0	0.00	1.98
ニッケル化合物		50	946	0	0.00	0.45
砒素		21	278	0	0.00	0.57
酸化プロピレン		7	81	0	0.00	0.19
1・1-ジメチルヒドラジン		0	0	0		0.00
インジウム及びその化合物		34	330	9	2.73	1.90
エチルベンゼン		248	1,569	4	0.25	0.92
コバルト及びその無機化合物		70	1,299	0	0.00	0.35
1,2-ジクロロプロパン		2	6	0	0.00	6.20
クロロホルム		65	845	18	2.13	4.34
四塩化炭素		17	105	1	0.95	4.34
1,4-ジオキサン		30	156	4	2.56	4.54
1,2-ジクロロエタン		23	102	4	3.92	3.81
ジクロロメタン		88	858	20	2.33	5.93
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト		1	2	0	0.00	1.20
スチレン		63	430	0	0.00	1.53
1,1,2,2-テトラクロロエタン		2	35	0	0.00	2.11
テトラクロロエチレン		15	82	2	2.44	6.66
トリクロロエチレン		22	106	4	3.77	5.43
メチルイソブチルケトン		116	1,011	10	0.99	1.37
ナフタレン		22	110	1	0.91	1.17
リフラクトリーセラミックファイバー		20	518	0	0.00	1.23
石綿(アスベスト)		71	924	4	0.43	1.07

資料：各特殊健康診断結果報告

(注) 特定化学物質欄の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。



## 10 平成28年 指導勸奨による特殊健康診断実施状況(対象業務別)

京都労働局

区分 対象業務	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者
			人数	有所見率(%)	有所見率(全国)
指導勸奨特殊健診 合計	317	18,648	1,342	7.20	8.45
紫外線・赤外線	42	985	1	0.10	2.46
騒音作業	130	5,443	308	5.66	13.35
マンガン等	1	3	0	0.00	0.86
黄りん	1	73	0	0.00	1.64
有機りん剤	0	0	0		2.16
亜硫酸ガス	2	16	0	0.00	2.41
二硫化炭素	0	0	0		8.45
ベンゼンのニトロアミド化合物	1	4	0	0.00	34.64
脂肪族の塩化又は 臭化化合物	0	0	0		5.43
砒素又はその化合物 (特化則適用以外のもの)	0	0	0		0.84
よう素	0	0	0		11.09
超音波溶着機	1	1	0	0.00	4.38
メチレンジフェニルイソ シアネート	2	11	0	0.00	0.86
地下駐車場	0	0	0		6.04
チェーンソー	4	30	7	23.33	10.30
チェーンソー以外 (振動)	10	557	43	7.72	5.26
重量物取扱い作業等 (介護作業等)	101	4,595	536	11.66	20.54
引金付工具(頸肩腕)	11	593	44	7.42	2.89
VDT作業	82	5,572	380	6.82	5.73
レーザー機器	39	765	23	3.01	2.93

資料：指導勸奨による健康診断結果報告

(注) 指導勸奨特殊健診 合計の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。

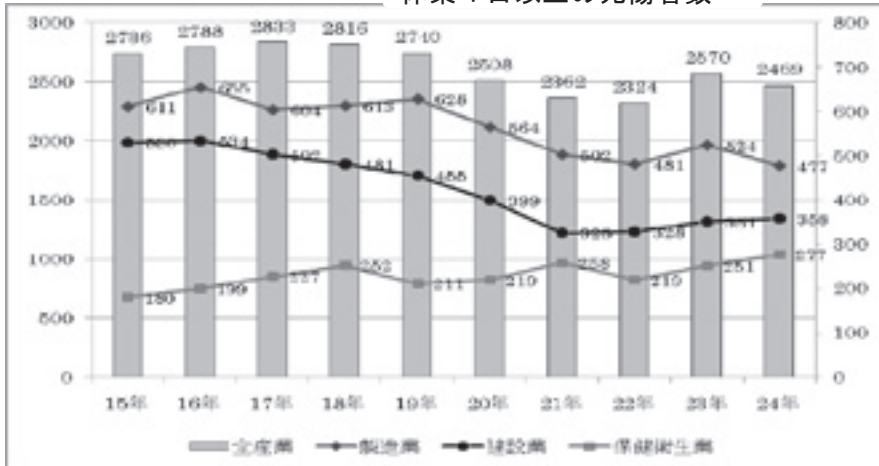
# 11 京都労働局第12次労働災害防止対策推進計画のポイント

## 計画期間・ねらい

- 平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする。
- 誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、すべての関係者が安全と健康の意識を共有し、必要なコストについて正しく理解し、それぞれが責任のある行動をとる社会を目指す。

## 労働災害の現状

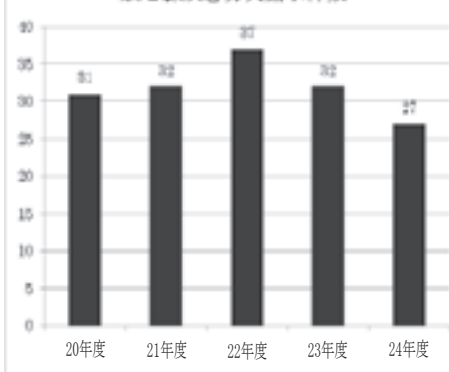
休業4日以上死傷者数



### 休業4日以上災害

平成24年は2469人  
前年比101人3.9%減少  
製造業は減少  
第3次産業が増加傾向  
特に、社会福祉、ビルメン  
死亡災害  
平成24年は11人で過去最少（製造業は0人）

脳・心臓疾患労働災害請求件数



精神障害労働災害請求件数



### 脳・心臓疾患事案

平成17年度から30件  
・50歳以上  
・卸小売、運輸  
精神障害事案  
23年56件、増加傾向  
・30歳代、40歳代  
・医療・福祉、製造

## 計画の重点目標

- 11次防期間内の死亡者数と比較して12次防期間内の死亡者数を15%以上減少させる。

11次防期間 95人



12次防期間 80人以下

- 平成24年と比較して平成29年までに休業4日以上労働災害による死傷者数を15%以上減少させる。

平成24年 2469人



平成29年 2098人以下

計画の重点施策

- ◎事業場における安全衛生水準の一層の向上を図るための対策
  - ・安全衛生管理体制の強化、リスクアセスメントの導入、自主的安全衛生活動
- ◎労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
  - ・重点業種対策、健康確保・職業性疾病対策
- ◎行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組
  - ・労働災害防止団体等の活動促進、関係行政機関との連携

重点業種対策

○平成24年と比較して平成29年までに重点業種ごとに休業4日以上の労働災害による死傷者数を以下のとおり減少させる。

小売業	20%以上減少⇒216人以下	(対策) リスクアセスメント、KY活動
社会福祉施設	10%以上減少⇒175人以下	(対策) 教育、4S、KY活動、腰痛防止
飲食店	20%以上減少⇒96人以下	(対策) 教育、4S、転倒防止
ビルメンテナンス業	減少⇒81人以下	(対策) 教育、4S、KY活動、転倒防止

陸上貨物運送事業 10%以上減少⇒197人以下 (対策) 墜落転倒防止、荷役がトライン

林業 減少⇒59人以下 (対策) 教育、伐木作業現場指導

○11次防期間内の死亡者数と比較して12次防期間内(5年間)の死亡者数を以下のとおり減少させる。

建設業	20%以上減少⇒26人以下	(対策) 墜落転落防止、新規教育、解体工事対策
製造業	5%以上減少⇒18人以下	(対策) 機械災害防止、安全衛生活動活性化

健康確保・職業性疾病対策

- ・メンタルヘルス対策・・・職場改善、ストレスへの気づき、職場復帰対策  
対策に取り組む50人以上の事業場の割合を80%以上にする
- ・過重労働対策・・・健康管理の徹底、働き方、休み方の見直し
- ・化学物質による健康障害対策・・・法令遵守徹底、リスクアセスメントの促進
- ・石綿対策・・・解体工事におけるばく露防止、技術指針に基づく指導
- ・職業性疾病予防対策・・・腰痛予防指針、熱中症予防の作業管理
  - 腰痛予防・・・社会福祉施設の腰痛を含む死傷者数を10%以上減少させる
  - 熱中症予防・・・死傷者数を20%以上減少させる
- ・受動喫煙防止対策・・・教育啓発、支援制度の普及・促進

## 12 治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン概要

### あなたの職場でも、両立支援に取り組んでみませんか？

#### 背景

治療と職業生活の両立支援が、ますます身近な課題に

- 治療技術の進歩等により、がん等の「不治の病」も「長く付き合う病気」に変化  
【例】がん5年相対生存率が向上（H5～8年53.2% → H18～20年62.1%、乳がんなどは90%に達する）
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況  
【例】仕事をもちながら、がんで通院している労働者が多数（平成22年32.5万人）
- 現状、疾病を理由に離職してしまう、または仕事のために治療を断念するケースも  
【例】糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%

- 治療と職業生活の両立支援の対応の仕方に悩む事業場が少なくない  
【例】従業員が私傷病（業務に関係しないケガや病気）になった際、90%の企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮

➡ 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」をご活用ください。

がん、脳卒中、糖尿病、メンタルヘルスの取組について両立支援マニュアル作成済。（29年3月末）

#### 両立支援を行うための環境整備

日頃から支援体制の準備を

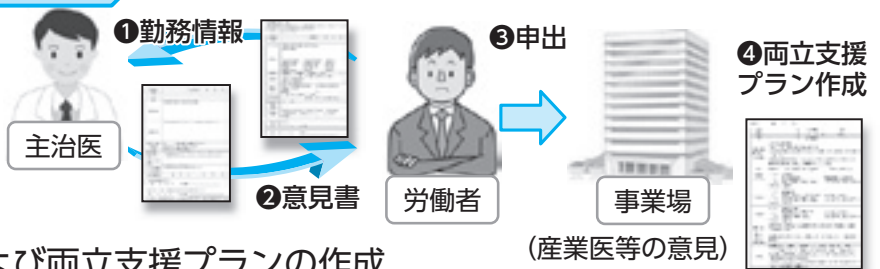
- 衛生委員会等で調査審議の上、事業者による基本方針の表明、事業場内ルールを作成・周知
- 研修等による、労働者・管理職に対する意識啓発
- 相談窓口等の明確化
- 両立支援に活用できる休暇・勤務制度の検討・導入 など



#### 個別の両立支援の進め方

産保センターの支援も活用できます

- ① 主治医に勤務情報を提供
- ② 就業継続の可否等の意見
- ③ 労働者が事業者へ申出
- ④ 就業上の措置等の決定および両立支援プランの作成



### 京都産業保健総合支援センターの支援を活用しましょう

京都産業保健総合支援センター（産保センター、電話075-212-2600）において、治療と職業生活の両立支援のための復職（両立支援）コーディネーターを配置し、以下のような支援を行っています。

- 事業者等に対する啓発セミナー
- 両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導
- 患者（労働者）と事業者の間の個別調整支援、両立支援プランの作成等
- 産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修
- 関係者からの相談対応
- 好事例の収集、情報提供
- 主治医、医療従事者に対する専門的研修



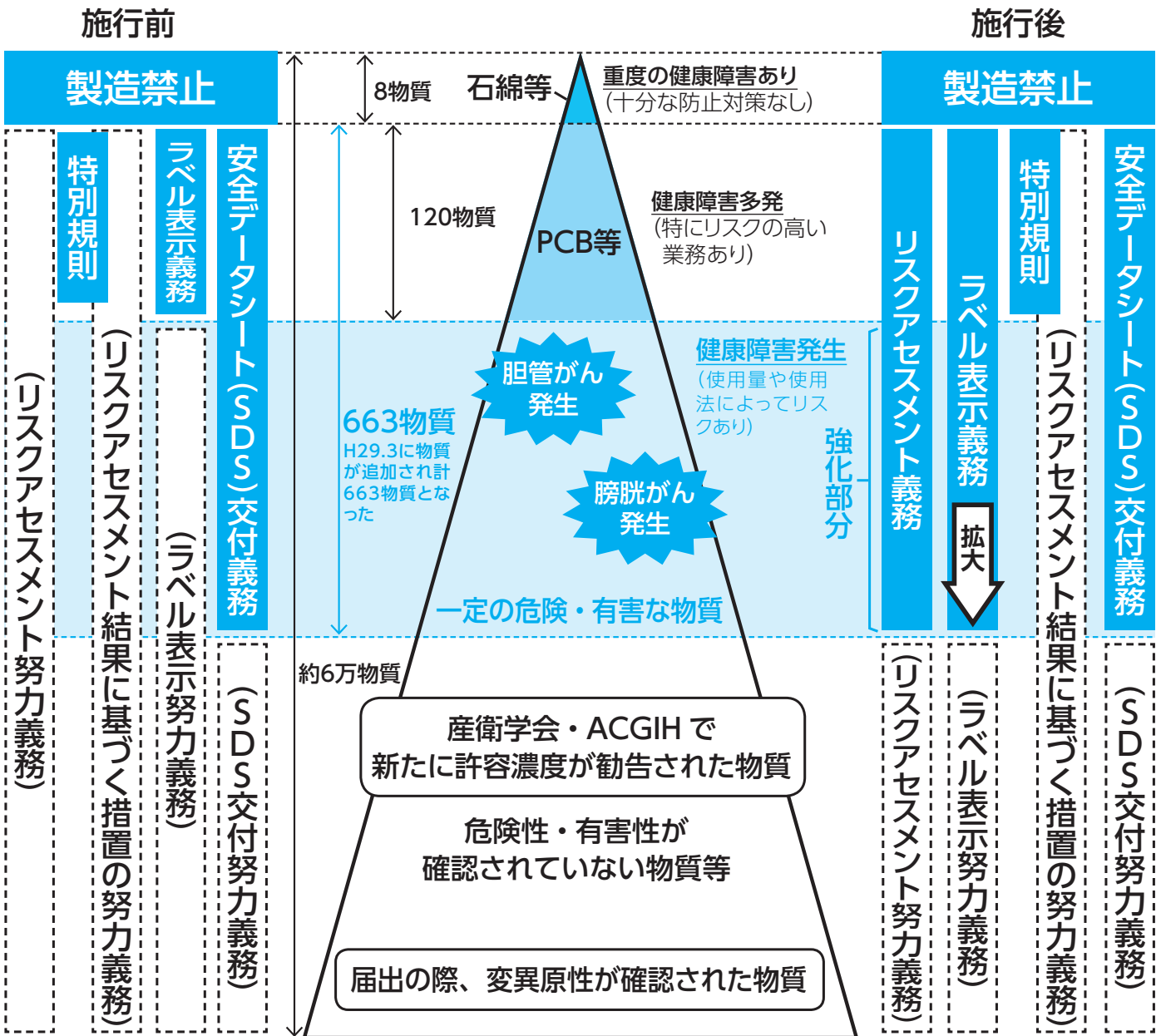
# 13 化学物質のリスクアセスメントの義務化<sup>※1</sup>及びラベル表示義務対象の拡大<sup>※2</sup>について

※1：平成26年6月の労働安全衛生法改正による。 ※2：平成27年6月の労働安全衛生法施行令の改正による。

■施行日 平成28年6月1日

## 【改正趣旨】

今回の改正は、人に対する一定の危険有害性が明らかになっている化学物質について、起こりうる労働災害を未然に防ぐため、事業者及び労働者がその危険有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組みを創設するものであり、労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる化学物質及びその製剤について、①譲渡又は提供する際の容器又は包装へのラベル表示、②安全データシート（SDS）の交付及び③化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの3つの対策を講じることが柱である。



平成29年度厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業」【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

※労働安全衛生法に関する化学物質管理の無料相談窓口 TEL 050-5577-4862 mail soudan@technohill.co.jp  
 受付時間 月～金 10:00～17:00(12:00～13:00を除く)※土日祝日、年末年始を除く  
 相談は無料ですが、通話料がかかります。相談窓口開設期間は平成29年4月3日～平成30年3月20日までとなります。

※「化学物質のリスクアセスメント」訪問支援

無料で中小規模事業場に、専門家が訪問し、化学物質のリスクアセスメント支援と健康管理対策をアドバイスします。  
 事務局ホームページよりお申し込みください。「テクノヒル」で検索又は URL : <http://www.technohill.co.jp>



# 14 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度とは？

平成27年12月1日施行

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度が創設されました。

## ストレスチェック制度の概要 (詳細：厚生労働省HPから「こころの耳」改正労働安全衛生法のポイントで検索！)

### ストレスチェックの実施

- 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務※になります。

※ストレスチェックとは事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。

※従業員数50人未満の事業場は、当分の間努力義務となります。(改正労働安全衛生法附則第4条)

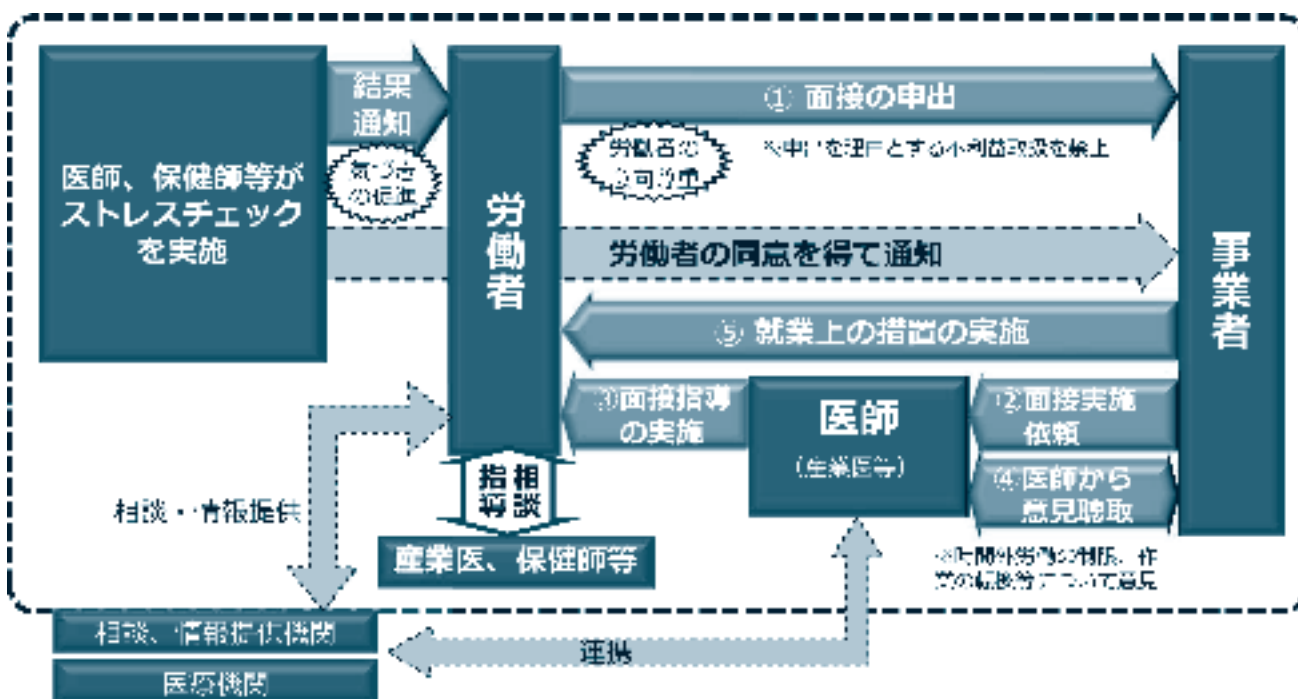
- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。

### 面接指導の実施

- 高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

◎ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供してはいけません。

## ストレスチェック制度の流れ



※ストレスチェック、面接指導等の実施状況は1年以内ごとに1回、定期的に所轄労働基準監督署に報告が必要です。ストレスチェック等を実施しなかった場合も、労働安全衛生法第100条及び労働安全衛生規則第52条の21の規定に基づき、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（様式第6号の2）」（様式は厚生労働省HP掲載しています。）を所轄の労働基準監督署長に提出する義務がありますので、ご注意ください。

職場での『受動喫煙防止対策』に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

京都労働局

# 15 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

喫煙室の設置などに係る経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの2分の1(上限額200万円)

## 平成26年6月25日に、改正「労働安全衛生法」が公布されました。

改正法では、平成27年6月1日から、職場の受動喫煙防止対策(事業者・事業場の実情に応じた適切な措置)が努力義務になりました。

事業者の皆さまは、まず、事業場の現状を把握し、実行が可能な措置のうち、最も効果的なものを実施するよう努めてください。

受動喫煙防止対策を行う際には、その費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ご活用下さい。

### 対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主 (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主  
※労働者数か資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

業種		常時雇用する労働者数※	資本金※
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス(例:協同組合)など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業、不動産業など	300人以下	3億円以下

- (3) 事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

詳しくは、厚生労働省のHPから「受動喫煙防止対策助成金」で検索!

「平成29年度版パンフレット」、「受動喫煙防止対策助成金の手引き」等を参照下さい。

また、各種支援事業(無料:相談支援業務、測定支援業務)も活用下さい。

### 無料支援事業

■相談支援業務 事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の基準への対応など技術的な内容や、申請書類の書き方や風速の要件の満たし方など助成金の申請の際に参考になる助言等について、専門家による電話相談を行います。(必要に応じて実地指導も実施)

【相談ダイヤル】 050-3537-0777

【事業委託先】 (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会

■測定支援業務(測定機器貸出し) ① 職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計(浮遊粉じん濃度の測定)、風速計の無料貸出しを行います。(送料無料)  
 ② 専門家が事業場に行って、測定方法や評価方法を説明します。

【受付ダイヤル】 03-3635-5111

【事業委託先】 柴田科学株式会社

詳細:HP参照下さい。

厚生労働省のHPから「受動喫煙防止対策助成金」で検索!、助成金の交付要綱、交付要領の規定書類等をよく読んで申請下さい。(上記、無料支援事業を活用下さい。)(申請様式、申請の作成方法、申請のQ&A、規定書類等は、HPから閲覧下さい。)

京都府内の事業場の申請先:京都労働局 雇用環境・均等室 TEL:075-275-8087  
 喫煙室等の技術的な事項等問合せ先:京都労働局健康安全課 TEL:075-241-3216  
 〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

# 16 産業保健活動総合支援事業のご案内

## 産業保健活動総合支援事業

独立行政法人 労働者健康安全機構が実施主体となり、地域の医師会などの協力のもと事業を運営します。

労働者のからだと心の一体的な健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受付けるなど、企業内での産業保健活動への総合的な支援を実現します。

事業の利用は、都道府県に設置している「産業保健総合支援センター」または「地域窓口」にご相談ください。

### 産業保健総合支援センター

[都道府県ごとに設置]

事業全体を統括。  
事業者・産業保健スタッフなどを支援

### 地域窓口 (地域産業保健センター)

[おおむね監督署管轄区域に設置]

主に、労働者数50人未満の事業場を支援

## 産業保健活動総合支援事業のサービス内容

### 京都産業保健総合支援センター

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- 産業保健スタッフへの研修
- メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- 管理監督者向けメンタルヘルス教育 (ラインケア)
- 若年労働者向けメンタルヘルス教育 (セルフケア)
- ストレスチェック制度の導入に関する支援
- 治療と職業生活の両立支援
- 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- 産業保健に関する情報提供

### 地域窓口 (地域産業保健センター)

労働者数50人未満の事業場を対象に、相談などへの対応を行います。

- 相談対応
  - ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
  - ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
  - ・長時間労働者の医師による面接指導
  - ・高ストレス者の医師による面接指導
- 個別訪問指導 (医師などによる職場巡視など)
- 産業保健に関する情報提供

※労働者50人以上の事業場についても、産業保健総合支援センターのサービス利用の相談などを受け付けます。

詳細は、独立行政法人 労働者健康安全機構京都産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

〒 604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町 361-1 アーバネックス御池ビル東館 5 階

TEL : 075-212-2600 FAX : 075-212-2700

ホームページアドレス : <http://www.kyotos.johas.go.jp>

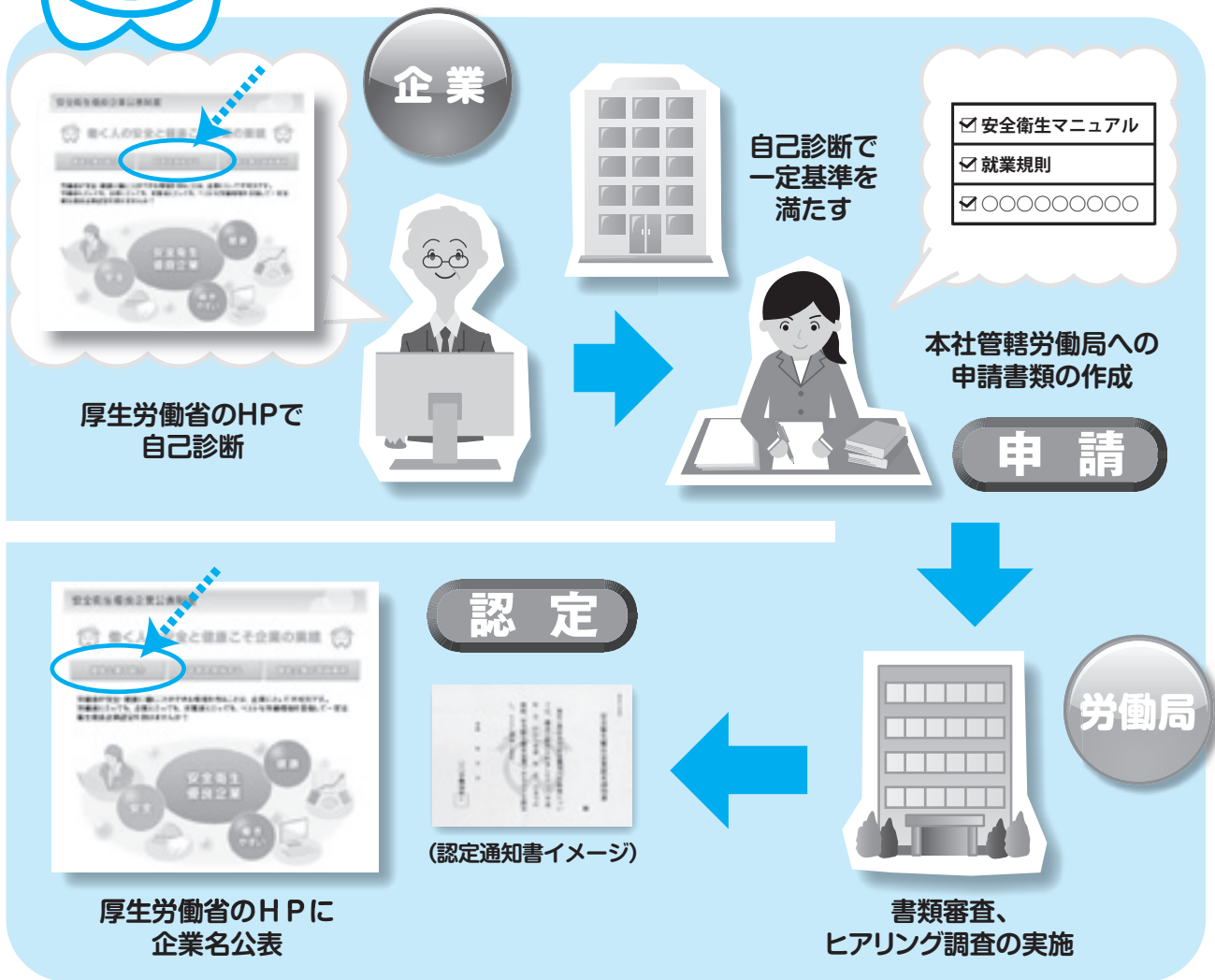


# 17 安全衛生優良企業公表制度のあらまし

申請の方法は？

申請の方法は次のとおりです。

詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。



## 申請Q&A

**Q** どんな企業が申請できるのですか？

**A** 労働者を雇用するすべての企業・法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。

**Q** 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか？

**A** 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を達成していることが必要です。

**Q** 認定期間は何年ですか？

**A** 3年間です。3年経過した後は、再度申請が必要になります。



**Q** 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらよいですか？

**A** ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていないければ項目を満たしていない、というものではありません。

**Q** 認定を受けた後に、要件を満たせない評価項目が発生した場合には、どうすればよいですか？

**A** 何らかの事情により満たせない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納していただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご相談ください。



2月・6月は重点取組期間です!!

## STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。 [STOP! 転倒](#) [検索](#)

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

### 転倒災害の特徴

**特徴1 転倒災害は最も多い労働災害!**

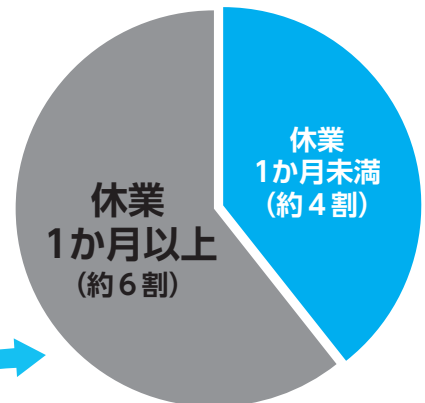
休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.6万件**と最も多く発生しています。

**特徴2 特に高齢者で多く発生!**

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の**約3倍**リスクが増加します。

**特徴3 休業1か月以上が約6割!**

転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。



「平成27年転倒災害による休業期間の割合」労働者死傷病報告(厚生労働省)より作成

### 転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。あなたの職場にも、似たような危険はありませんか？

**滑り**



[主な原因]

- ・床が滑りやすい素材である
- ・床に水や油が飛散している
- ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている

**つまずき**



[主な原因]

- ・床の凹凸や段差
- ・床に放置された荷物や商品など

**踏み外し**



[主な原因]

- ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業

### 転倒災害防止対策のポイント

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

**設備管理面の対策**

[4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- ◆歩行場所に物を放置しない
- ◆床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆床面の凹凸、段差等の解消



**転倒しにくい作業方法**

[あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて]

- ◆時間に余裕を持って行動
- ◆滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆足元が見えにくい状態で作業しない



**その他の対策**

- ◆作業に適した靴の着用
- ◆職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ◆転倒危険場所にステッカー等で注意喚起

転倒危険!



[コメント]  
両手で荷物を持った移動は転倒危険!

**京都労働局では改善事例を募集しています!**

詳しくは京都労働局ホームページを参照してください。